

商品概要説明書

出資予約貯金

(令和元年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 出資予約貯金
ご利用いただける方	・ 組合員
期 間	・ 期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 出資払込に限り払い戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎年 2 月と 8 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店・出張所または金融共済部 金融課(電話：0 2 5 - 5 2 7 - 2 0 2 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部 金融課または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話：0 2 5 - 2 2 2 - 5 5 3 3) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・ 当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。 ・ キャッシュカードの発行はできません。 ・ 貯金残高が出資一口金額に達したときは、出資金に振り替えます。 ・ 公共料金等の自動支払いの利用、給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り(出資配当金および利用高配当金は除く。)の利用はできません。 ・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日ま

	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A えちご上越